

教育課程編成委員会規程

専門学校 YIC グループ

学校法人京都中央学院

学校法人 京都中央学院 教育課程編成委員会規程

平成 25 年 10 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、教育課程編成委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第 2 条 学校法人京都中央学院は、設置する専門学校各校の各学科に、専門性に関する動向や地域産業振興の方向性等について意見交換等を通じて、より実践的な職業教育の質を確保することを目的とした委員会を置く。

2 委員会は、年 2 回開催することとし、事前に文書により通知する。

(審議事項)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議し、会議の結果をカリキュラム検討会議に報告するものとする。

- (1) カリキュラムの企画・運営・評価に関する事項
- (2) 各授業科目の内容・方法の充実及び改善に関する事項
- (3) 教科書・教材の選定に関する事項
- (4) その他教員としての資質能力の育成に必要な研修に関する事項

(組織)

第 4 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 副校長、管理部長のいずれか 1 名以上
- (3) 教務課長
- (4) 専攻分野に関する企業等の役職員または有識者 1 名以上
- (5) 校長の指名する者

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とし、重任、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となり、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、第4条第4号、第5号の委員に事故があるときは、代理の者が出席できるものとする。

2 委員会の決議は、出席委員の過半数をもって決する。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、その職務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務)

第10条 委員会の事務は、学校法人京都中央学院の管理部において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。